

発室発第67号

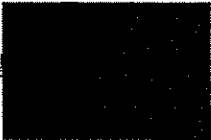
平成 26 年 7 月 4 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 原子力防災政策課長 殿

日本原子力発電株式会社

執行役員 発電管理室長 石坂 善



東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け東二総発第 32 号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、弊社組織改正及び人事異動に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
第2章 原子力災害事前対策の実施 第1節 原子力防災体制の整備 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (2) 本店 ① 本店総務室長は、本店に別図2-3に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。 ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。 ③ 社長は、発電所対策本部長が非常事態宣言をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 第2節 原子力防災組織等の運営方法 1. 宣言及び解除の方法 (1) 警戒事態の宣言 ① 発電所 a. 原子力防災管理者は、前節1.(1)に該当する事象が発生した場合には、直ちに警戒事態を宣言する。 b. 原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織に準じて発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理する。原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、別図2-5に準じて直ちに本店発電管理室長に報告する。 ② 本店 本店発電管理室長は、発電所における警戒事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに本店総務室長に伝達する。本店総務室長は、別図2-5に準じて社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に準じた本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として、本店警戒本部を統括管理する。 (2) 警戒事態の解除 <省 略> (3) 非常事態の宣言 ① 発電所 a. 原子力防災管理者は、前節1.(2)に該当する事象が発生した場合には、直ちに非常事態を宣言する。 b. 原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組	第2章 原子力災害事前対策の実施 第1節 原子力防災体制の整備 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (2) 本店 ① 発電管理室長は、本店に別図2-3に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。 ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。 ③ 社長は、発電所対策本部長が非常事態宣言をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 第2節 原子力防災組織等の運営方法 1. 宣言及び解除の方法 (1) 警戒事態の宣言 ① 発電所 a. 原子力防災管理者は、前節1.(1)に該当する事象が発生した場合には、直ちに警戒事態を宣言する。 b. 原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織に準じて発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理する。原子力防災管理者は、警戒事態を宣言した場合、別図2-5に準じて直ちに発電管理室長に報告する。 ② 本店 発電管理室長は、発電所における警戒事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図2-5に準じて社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図2-3に準じた本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として、本店警戒本部を統括管理する。 (2) 警戒事態の解除 <省 略> (3) 非常事態の宣言 ① 発電所 a. 原子力防災管理者は、前節1.(2)に該当する事象が発生した場合には、直ちに非常事態を宣言する。 b. 原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組	組織改正に伴う変更 記載の適正 組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、別図 2-5 により直ちに本店発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、<u>本店資材燃料室長又は本店発電管理室長</u>、以下同じ。）に報告する。 c. 原子力防災管理者は、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。 ② 本店 本店発電管理室長は、発電所における非常事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに本店総務室長に伝達する。本店総務室長は、別図 2-5 により社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として、本店対策本部を統括管理する。 (4) 非常事態の解除 ＜省 略＞ 2. 権限の行使 ＜省 略＞ 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す非常招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。 (2) 本店発電管理室長及び本店総務室長は、発電所から警戒事態又は非常事態宣言の連絡があった場合、別図 2-3 に示す本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集連絡経路を整備する。また、<u>本店総務室長は</u>、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店の各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。	織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。原子力防災管理者は、非常事態を宣言した場合、別図 2-5 により直ちに発電管理室長（発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、<u>経理・資材室長又は発電管理室長</u>、以下同じ。）に報告する。 c. 原子力防災管理者は、不測の事態が発生した場合（遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。）、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。 ② 本店 発電管理室長は、発電所における非常事態宣言の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図 2-5 により社内関係箇所を招集する。また、報告を受けた社長は、直ちに別図 2-3 に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として、本店対策本部を統括管理する。 (4) 非常事態の解除 ＜省 略＞ 2. 権限の行使 ＜省 略＞ 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、警戒事態又は非常事態を宣言した場合、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す非常招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。 (2) 発電管理室長は、発電所から警戒事態又は非常事態宣言の連絡があった場合、別図 2-3 に示す本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集連絡経路を整備する。また、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店の各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。	組織改正に伴う変更 記載の適正 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査 ＜省 略＞ 2. 原子力防災資機材の整備 ＜省 略＞ 3. その他原子力防災関連資機材等の整備 ＜省 略＞ 4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備 本店総務室長及び本店発電管理室長は、別表 2-14 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び本店発電管理室長は、別表 2-14 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備 本店総務室長は、別表 2-15 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、別表 2-15 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 ＜省 略＞ 2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料 ＜省 略＞ 3. 本店対策本部が設置される場所に備え付ける資料 本店総務室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 本店総務室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 本店総務室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2-20 に	第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置、検査 ＜省 略＞ 2. 原子力防災資機材の整備 ＜省 略＞ 3. その他原子力防災関連資機材等の整備 ＜省 略＞ 4. 本店におけるその他原子力防災関連資機材等の整備 本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-14 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-14 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材の整備 発電管理室長は、別表 2-15 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、別表 2-15 に定める頻度で、破損、バッテリー切れ及び保存期限等の外観目視の定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 ＜省 略＞ 2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料 ＜省 略＞ 3. 本店対策本部が設置される場所に備え付ける資料 発電管理室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2-20 に定	記載の適正 記載の適正 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設及び設備等の整備、点検 1. 緊急時対策室 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 2-21 に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表 2-22 により維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-22 に示す仕様を維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。 ①ファクシミリ^{※1}、電話^{※1} ②テレビ会議システム^{※1} ③SPDSによる国へのデータ伝送機能^{※2} ※1 衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定 ※2 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成 27 年度上期中に整備完了予定 2. 集合、退避場所 ＜省 略＞ 3. 緊急被ばく医療 ＜省 略＞ 4. 気象観測装置 ＜省 略＞ 5. プラントデータ表示システム ＜省 略＞ 6. SPDSによる国へのデータ伝送 ＜省 略＞ 7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置 ＜省 略＞	める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用・利用する施設及び設備等の整備、点検 1. 緊急時対策室 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 2-21 に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表 2-22 により維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-22 に示す仕様を維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。 ①ファクシミリ、電話 ②テレビ会議システム ③SPDSによる国へのデータ伝送機能[※] ※ 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成 27 年度上期中に整備完了予定 2. 集合、退避場所 ＜省 略＞ 3. 緊急被ばく医療 ＜省 略＞ 4. 気象観測装置 ＜省 略＞ 5. プラントデータ表示システム ＜省 略＞ 6. SPDSによる国へのデータ伝送 ＜省 略＞ 7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置 ＜省 略＞	統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う削除

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
8. 本店対策本部室 (1) 本店総務室長は、本店対策本部室を別表 2-26 により維持する。 (2) 本店の各室長は、本店対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-26 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 本店総務室長は、非常用電源を本店対策本部室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 本店の各室長は、別表 2-14 に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ①ファクシミリ[※]、電話[※] ②テレビ会議システム[※] ※ 衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定 9. 原子力事業所災害対策支援拠点 本店総務室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-27 のとおりあらかじめ選定しておく。 なお、東海第二発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2-28 に示す。 (1) 被ばく管理・入退域管理 (2) 汚染検査（サーベイ）・除染 (3) 車両や重機等の除染・汚染検査 (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 (5) サイト等立入車両の駐車 (6) 物資輸送体制の整備 第 6 節 原子力防災教育の実施 1. 発電所における原子力防災教育 <省 略> 2. 本店における原子力防災教育 本店総務室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2-30 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) 放射線防護に関する知識 (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する	8. 本店対策本部室 (1) 本店総務室長及び発電管理室長は、本店対策本部室を別表 2-26 により維持する。 (2) 本店の各室長は、本店対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-26 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 本店総務室長は、非常用電源を本店対策本部室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 本店の各室長は、別表 2-14 に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ①ファクシミリ、電話 ②テレビ会議システム 9. 原子力事業所災害対策支援拠点 発電管理室長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-27 のとおりあらかじめ選定しておく。 なお、東海第二発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2-28 に示す。 (1) 被ばく管理・入退域管理 (2) 汚染検査（サーベイ）・除染 (3) 車両や重機等の除染・汚染検査 (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 (5) サイト等立入車両の駐車 (6) 物資輸送体制の整備 第 6 節 原子力防災教育の実施 1. 発電所における原子力防災教育 <省 略> 2. 本店における原子力防災教育 発電管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表 2-30 に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) 放射線防護に関する知識 (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する	組織改正に伴う変更 統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う削除 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
知識 (4) シビアアクシデントに関する知識 第7節 原子力防災訓練の実施 ＜省 略＞ 第8節 関係機関との連携 1. 国との連携 ＜省 略＞ 2. 地方公共団体との連携 ＜省 略＞ 3. 防災関係機関等との連携 ＜省 略＞ 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) <u>本店総務室長</u>は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) <u>本店総務室長</u>は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第4章 原子力災害中長期対策の実施 第1節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 ＜省 略＞ 2. 非常事態の解除 (1) 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節 1. (4) ①により非常事態を解除する。また、原子力防災管理者は、非常事態を解除し発電所対策本部を解散したときは、<u>本店発電管理室長</u>に報告し、別図 2-9-4（事業所外運搬にあつては、別図 2-9-5）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機 連絡する。	知識 (4) シビアアクシデントに関する知識 第7節 原子力防災訓練の実施 ＜省 略＞ 第8節 関係機関との連携 1. 国との連携 ＜省 略＞ 2. 地方公共団体との連携 ＜省 略＞ 3. 防災関係機関等との連携 ＜省 略＞ 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) <u>発電管理室長</u>は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) <u>発電管理室長</u>は、別表 2-32 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第4章 原子力災害中長期対策の実施 第1節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 ＜省 略＞ 2. 非常事態の解除 (1) 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節 1. (4) ①により非常事態を解除する。また、原子力防災管理者は、非常事態を解除し発電所対策本部を解散したときは、<u>発電管理室長</u>に報告し、別図 2-9-4（事業所外運搬にあつては、別図 2-9-5）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 記載の適正

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

説 替 前	説 替 後	備 考
第 5 章 その他 第 1 節 茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業所への協力 ＜省 略＞ 第 2 節 茨城県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、茨城県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、<u>本店総務室長</u>の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表 5-2 に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。	第 5 章 その他 第 1 節 茨城県内の地方公共団体及び他原子力事業所への協力 ＜省 略＞ 第 2 節 茨城県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、茨城県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、<u>発電管理室長</u>の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表 5-2 に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。	組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前			読 替 後			備 考
別表2-2			別表2-2			
原子力防災要員の職務と配置			原子力防災要員の職務と配置			
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運輸に係る特定事象の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部長（運営管理室長） 情報班（運営管理室員） 他情報班2名	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運輸に係る特定事象の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部長（運営管理室長） 情報班（運営管理室員） 他情報班2名	
原子力災害合同対策協議会に参加、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互協力	発電所内 オフサイトセンター	本部長（発電所特別管理職） 情報班（運営管理室員） 他情報班、技術班2名 本部長（技術センター長） 技術班（安全管理室員） 他技術班1名	原子力災害合同対策協議会に参加、原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事故対策についての相互協力	発電所内 オフサイトセンター	本部長（発電所特別管理職） 情報班（運営管理室員） 他情報班、技術班2名 本部長（技術センター長） 技術班（安全管理室員） 他技術班1名	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	本部長（総務室長） 広報班（総務室員） 他広報班2名 本部長（発電所特別管理職） 広報班（総務室員） 他広報班（総務室員）	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	本部長（総務室長） 広報班（総務室員） 他広報班2名 本部長（発電所特別管理職） 広報班（総務室員） 他広報班（総務室員）	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	本部長（安全管理室長） 放射線管理班（安全管理室員） 他放射線管理班5名 放射線管理班（安全管理室員） 2名	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	本部長（安全管理室長） 放射線管理班（安全管理室員） 他放射線管理班5名 放射線管理班（安全管理室員） 2名	
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部長（発電室長） 本部長（発電室マネージャー） 他運転班2名	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	本部長（発電室長） 本部長（発電室マネージャー） 他運転班2名	
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部長（保守室長） 本部長（保守室マネージャー） 他保守班6名	防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	本部長（保守室長） 本部長（保守室マネージャー） 他保守班5名	
放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	本部長（保守室マネージャー） 放射線管理班（保守室員） 他放射線管理班2名 放射線管理班（保守室員）	放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	本部長（保守室マネージャー） 放射線管理班（保守室員） 他放射線管理班2名 放射線管理班（保守室員）	
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部長（総務室マネージャー） 保健安全班（総務室員） 他保健安全班2名	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部長（安全・防災室マネージャー） 保健安全班（安全・防災室員） 他保健安全班2名	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部長（総務室マネージャー） 庶務班（総務室員） 他庶務班2名	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	本部長（総務室マネージャー） 庶務班（総務室員） 他庶務班2名	
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の退避誘導	発電所内	本部長（総務室マネージャー） 庶務班（総務室員） 他庶務班2名	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の退避誘導	発電所内	本部長（安全・防災室マネージャー） 庶務班（安全・防災室員） 他庶務班2名	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

- 34 -

34

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前		読替後		備考																																									
別表2-4		別表2-4		人事異動に伴う変更																																									
副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位		副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位																																											
<table><tr><th>順位</th><th>副原子力防災管理者[※]</th></tr><tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当</td></tr><tr><td>4</td><td>副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当</td></tr><tr><td>5</td><td>次長兼安全管理室長、環境共生担当</td></tr><tr><td>6</td><td>次長、安全推進担当</td></tr><tr><td>7</td><td>次長</td></tr><tr><td>8</td><td>発電室長</td></tr><tr><td>9</td><td>総務室員</td></tr></table> ※原子力防災管理者があらかじめ任命した者。		順位	副原子力防災管理者 [※]		1	所長代理	2	副所長	3	副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当	4	副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当	5	次長兼安全管理室長、環境共生担当	6	次長、安全推進担当	7	次長	8	発電室長	9	総務室員	<table><tr><th>順位</th><th>副原子力防災管理者[※]</th></tr><tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当</td></tr><tr><td>4</td><td>次長、安全推進担当</td></tr><tr><td>5</td><td>次長、環境共生担当</td></tr><tr><td>6</td><td>次長</td></tr><tr><td>7</td><td>発電室長</td></tr><tr><td>8</td><td>安全管理室長</td></tr><tr><td>9</td><td>安全・防災室長</td></tr><tr><td>10</td><td>安全・防災室員</td></tr></table> ※原子力防災管理者があらかじめ任命した者。		順位	副原子力防災管理者 [※]	1	所長代理	2	副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当	3	副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当	4	次長、安全推進担当	5	次長、環境共生担当	6	次長	7	発電室長	8	安全管理室長	9	安全・防災室長	10
順位	副原子力防災管理者 [※]																																												
1	所長代理																																												
2	副所長																																												
3	副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当																																												
4	副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当																																												
5	次長兼安全管理室長、環境共生担当																																												
6	次長、安全推進担当																																												
7	次長																																												
8	発電室長																																												
9	総務室員																																												
順位	副原子力防災管理者 [※]																																												
1	所長代理																																												
2	副所長、業務高度化支援担当、能力開発担当																																												
3	副所長、原子力災害防止担当、業務効率化推進担当																																												
4	次長、安全推進担当																																												
5	次長、環境共生担当																																												
6	次長																																												
7	発電室長																																												
8	安全管理室長																																												
9	安全・防災室長																																												
10	安全・防災室員																																												

- 37 -

- 37 -

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
別図 2-7 本店災害対策本部要員の非常招集連絡経路 40	別図 2-7 本店災害対策本部要員の非常招集連絡経路 40	組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前	読 替 後	備 考
別図 2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路 図(警戒事態の判断があった場合) 連絡 原子力防災管理者 電話 FAX	別図 2-9-1 警戒事象に基づく連絡経路 図(警戒事態の判断があった場合) 連絡 原子力防災管理者 電話 FAX	東海村組織改正に伴う変更 常陸太田市組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【注】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話		
別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【注】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話		
		東海村組織改正に伴う変更 常陸太田市組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 【太字】は原災法第10条1項に基づく通報先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先	別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 【太字】は原災法第10条1項に基づく通報先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先	東海村組織改正に伴う変更 常陸太田市組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前						読 替 後						備 考			
別表2-11						別表2-11									
原子力防災資機材						原子力防災資機材									
分類	法令による名称	具体的名称	数 量	点検頻度	担当部署	保管場所	分類	法令による名称	具体的名称	数 量	点検頻度	担当部署	保管場所		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護用装備・PVAスーツ	51組	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護用装備・PVAスーツ	51組	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋		
	呼吸用ボンベ（交換用ボンベのものを含む） その他の機器と一体になって使用する防護マスク	セルフ・ユア・セット	4台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋		放射線障害防護用器具	呼吸用ボンベ（交換用ボンベのものを含む） その他の機器と一体になって使用する防護マスク	セルフ・ユア・セット	4台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	
	フィルター付き防護マスク	ダスト・マスク （チャコールフィルタ）	54組	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋			放射線障害防護用器具	フィルター付き防護マスク	ダスト・マスク （チャコールフィルタ）	54組	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時専用電話回線 （NTT災害時優先電話）	1回線	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋	非常用通信機器			通常の業務に使用しない電話回線	緊急時専用電話回線 （NTT災害時優先電話）	1回線	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋
	ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋		非常用通信機器		ファクシミリ装置	一斉FAXシステム	1台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋			特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	10台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋	
		衛星携帯電話	1台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋				衛星携帯電話	1台	1回/年	総務部署	緊急時対策室 建屋	
	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ （主排気筒、非常用ガス 処理系排気筒）	2台	定期検査毎	電気・制御部署	排気筒モニタ室 中央制御室			排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器		排気筒モニタ （主排気筒、非常用ガス 処理系排気筒）	2台	定期検査毎	電気・制御部署	排気筒モニタ室 中央制御室
		試み放射能測定装置	1台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋				試み放射能測定装置	1台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	
		放水口モニタ	1台	定期検査毎	電気・制御部署	放水口モニタ室 中央制御室					放水口モニタ	1台	定期検査毎	電気・制御部署	放水口モニタ室 中央制御室
	ガンマ線測定用可搬式測定器	バックグラウンド除量 当量率サーベイメータ	3台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋			ガンマ線測定用可搬式測定器			バックグラウンド除量 当量率サーベイメータ	3台	1回/年	放射線・化学管理 部署
		除量当量率サーベイメータ	1台							除量当量率サーベイメータ		1台			
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子サーベイメータ	2台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋			中性子線測定用可搬式測定器	中性子サーベイメータ	2台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	
		空間放射線線量率計	熱電線線量計	4個	1回/年	放射線・化学管理 部署				緊急時対策室 建屋	空間放射線線量率計	熱電線線量計	4個	1回/年	放射線・化学管理 部署
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用（α線） サーベイメータ	1台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋			表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用（α線） サーベイメータ		1台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋
		汚染密度測定用（β線） サーベイメータ	1台							汚染密度測定用（β線） サーベイメータ	1台				
	可搬式ダスト測定関連機器	(1) サンプラ	ダストサンプラ	4台	1回/年	放射線・化学管理 部署			緊急時対策室 建屋	可搬式ダスト測定関連機器	(1) サンプラ	ダストサンプラ	4台	1回/年	放射線・化学管理 部署
(2) 測定器			ダストモニタ（モニタリ ングカーに搭載）	1式			(2) 測定器					ダストモニタ（モニタリ ングカーに搭載）	1式		
可搬式の放射性物質測定関連機器		(1) サンプラ	ヨウ素サンプラ	2台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	可搬式の放射性物質測定関連機器	(1) サンプラ		ヨウ素サンプラ	2台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋
			(2) 測定器	ヨウ素モニタ（モニタリ ングカーに搭載）							1式	(2) 測定器			
個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	51台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋	個人用外部被ばく線量測定器	電子式個人線量計	51台	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋				
その他資機材	原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのモニタリング設備	原子炉建屋排気系材料 取扱用排気ダクトモニ タ及び、原子炉格納容 器モニタ（ドワイエール）	1台	定期検査毎	電気・制御部署	原子炉建屋6階 ドワイエール 中央制御室	その他資機材	原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのモニタリング設備	原子炉建屋排気系材料 取扱用排気ダクトモニ タ及び、原子炉格納容 器モニタ（ドワイエール）	4台	定期検査毎	電気・制御部署	原子炉建屋6階 ドワイエール 中央制御室		
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	道路運送車両法に基 づく点検頻度	総務部署	自動車庫		環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	モニタリングカー	1台	道路運送車両法に基 づく点検頻度	総務部署	自動車庫		
	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	510錠	1回/年	総務部署	事務本館		ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	510錠	1回/年	総務部署	事務本館		
	担架	担架	1台	1回/年	総務部署	事務本館		担架	担架	1台	1回/年	総務部署	事務本館		
	除染用具	除染キット	1式	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋		除染用具	除染キット	1式	1回/年	放射線・化学管理 部署	緊急時対策室 建屋		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	道路運送車両法に基 づく点検頻度	総務部署	自動車庫		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	道路運送車両法に基 づく点検頻度	総務部署	自動車庫		
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	1回/年	総務部署	監視所前 別館前	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	化学消防自動車 可搬式動力ポンプ設備	1式	1回/年	安全・防災部署	監視所前 別館前				
*更新時には最新型のものとするよう努める。						*更新時には最新型のものとするよう努める。						組織改正に伴う変更			
- 48 -						- 48 -									

*更新時には最新型のものとするよう努める。

*更新時には最新型のものとするよう努める。

組織改正に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前

読替後

備考

別表2 12

原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	担当グループ
放射線障害防止用器具	セルフ・エアー・セット	4台	1回/年	サービス建屋	放射線・化学管理グループ
	高線量対応防護服	10着	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
非常用通信機器	無線装置（移動局）	17台	1回/年	緊急時対策室建屋、各車庫	総務グループ
	衛星電話	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	衛星携帯電話	3台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	衛星ファクシミリ	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系/地上系）	テレビ会議システム※1、※3	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	ファクシミリ※1	2台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	IP電話※1	3台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	SPDS※1、※2	1式	1回/年	緊急時対策室建屋	保安運営グループ
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	放管センター	放射線・化学管理グループ
非常用食料	アルファ米	2,400食	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ
	サバイバルフーズ	2,940食	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ
	保存水（1.5リットル）	96本	1回/年	工事協力会事務所	総務グループ
	保存水（2.0リットル）	894本	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ

※1：衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定

※2：伝送経路の多重化については、原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定。

※3：接続箇所（総理官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター等）との定期的な接続確認は、設備が整備完了までに定める。

49-

別表2 12

原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	担当グループ
放射線障害防止用器具	セルフ・エアー・セット	4台	1回/年	サービス建屋	放射線・化学管理グループ
	高線量対応防護服	10着	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
非常用通信機器	無線装置（移動局）	17台	1回/年	緊急時対策室建屋、各車庫	総務グループ
	衛星電話	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	衛星携帯電話	3台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
	衛星ファクシミリ	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	総務グループ
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系/地上系）	テレビ会議システム※2	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	ファクシミリ	3台	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	IP電話	6台	1回/年	緊急時対策室建屋	安全・防災グループ
	SPDS※1	1式	1回/年	緊急時対策室建屋	保安運営グループ
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1台	1回/年	緊急時対策室建屋	放射線・化学管理グループ
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	放管センター	放射線・化学管理グループ
非常用食料	アルファ米	2,400食	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ
	サバイバルフーズ	2,940食	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ
	保存水（1.5リットル）	96本	1回/年	工事協力会事務所	総務グループ
	保存水（2.0リットル）	894本	1回/年	緊急時対策室建屋 工事協力会事務所	総務グループ

※1：伝送経路の多重化については、原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定。

※2：接続箇所（総理官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター等）との定期的な接続確認は、設備が整備完了までに定める。

組織改正に伴う変更

統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴うファクシミリ・IP電話の数量変更

統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う削除
*番号繰り上げ

49-

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読 替 前			読 替 後			備 考				
別表2-13			別表2-13							
シビアアクシデント対策等に関する資機材			シビアアクシデント対策等に関する資機材							
名 称	数 量	点検頻度	設置場所	担当ｸﾞﾙｰﾌﾟ	名 称	数 量	点検頻度	設置場所	担当ｸﾞﾙｰﾌﾟ	
水槽付消防ポンプ自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	監視所西側	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ	水槽付消防ポンプ自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	監視所西側	施設防護 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	組織改正に伴う変更
化学消防自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	監視所西側	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ	化学消防自動車 (2.8m ³ /min, 吐出圧力0.85MPa)	1台	1回/年	監視所西側	施設防護 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	組織改正に伴う変更
海水利用型消防水利システム (4m ³ /min, 全揚程0.8MPa)	6式	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ (5台) 別館北側 (1台)	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ	海水利用型消防水利システム (4m ³ /min, 全揚程0.8MPa)	6式	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ (5台) 別館北側 (1台)	施設防護 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	組織改正に伴う変更
低圧電源車 (500kVA)	4台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ (2台) 正門横 (1台) 放管センター北側 (1台)	電気・制御 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	低圧電源車 (500kVA)	4台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ (2台) 正門横 (1台) 放管センター北側 (1台)	電気・制御 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	
高圧電源車 (1,725kVA)	5台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	電気・制御 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	高圧電源車 (1,725kVA)	5台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	電気・制御 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	
ホイールローダ	2台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ	ホイールローダ	2台	1回/年	構外ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	施設防護 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	組織改正に伴う変更
資機材配置図			資機材配置図							
・低圧電源車 ・高圧電源車 ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・水槽付消防ポンプ車 ・化学消防車			・低圧電源車 ・高圧電源車 ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・海水利用型消防水利システム(ポンプユニット) ・水槽付消防ポンプ車 ・化学消防車							
・50			・50							

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前			読替後			備考
別表2-1-4						別表2-1-4
本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材						
分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	担当室	
非常用 通信機器	テレビ会議システム	1式	1回/年	対策本部室	総務室	組織改正に伴う変更
	NTT電話回線	7回線	—	対策本部室	総務室	
	社内電話	8回線	1回/年	対策本部室	総務室	
	無線装置	1回線	2回/年	対策本部室	総務室	
	衛星電話	3台	1回/年	対策本部室	総務室	
	衛星携帯電話	1台	1回/年	対策本部室	総務室	
	衛星電話・ファクシミリ(インマルサット)	1台	1回/年	対策本部室	総務室	
統合原子力防 災ネットワーク 用通信機器 (衛星系/地 上系)	テレビ会議システム※1、※2	1台	1回/年	本店2階第1会議室	総務室	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更
	ファクシミリ※1	3台	1回/年	本店2階第2階 第1、10会議室	総務室	
	IP電話※1	5台	1回/年	本店2階第2階 第1、10会議室	総務室	
その他資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回/年	対策本部室	発電管理室	統合原子力防災衛星 系ネットワーク整備 完了に伴う削除 ※番号繰上げ
	非常用食料※3(3日分)	1,017食	1回/年	本店2階地下3階	総務室	
	非常用発電機	1台	1回/年	本店2階地下1	総務室	
	燃料(軽油)※4	約390リットル	1回/年	本店2階地下1	総務室	
※1:衛星系ネットワークは平成25年度末に整備完了予定 ※2:接続箇所(総理官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター等)との定期的な接続確認は、設備が整備完了までに定める。 ※3:記載数量の他、最寄の小売店より調達する。 ※4:記載数量の他、ビル管理会社拠点(東京都江戸川区西葛西)にて2日分の燃料を備蓄、又は最寄の小売店より調達する。						

別表2-1-4						
本店総合災害対策本部の原子力防災関連資機材						
分類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所	担当室	
非常用 通信機器	テレビ会議システム	1式	1回/年	対策本部室	総務室	組織改正に伴う変更
	NTT電話回線	7回線	—	対策本部室	総務室	
	社内電話	8回線	1回/年	対策本部室	総務室	
	無線装置	1回線	2回/年	対策本部室	発電管理室	
	衛星電話	3台	1回/年	対策本部室	総務室	
	衛星携帯電話	1台	1回/年	対策本部室	総務室	
	衛星電話・ファクシミリ(インマルサット)	1台	1回/年	対策本部室	総務室	
統合原子力防 災ネットワーク 用通信機器 (衛星系/地 上系)	テレビ会議システム※1	1台	1回/年	本店2階第1会議室	発電管理室	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更
	ファクシミリ	3台	1回/年	本店2階第2階 第1、10会議室	発電管理室	
	IP電話	5台	1回/年	本店2階第2階 第1、10会議室	発電管理室	
その他資機材	SPDS表示パソコン	1台	1回/年	対策本部室	発電管理室	統合原子力防災衛星 系ネットワーク整備 完了に伴う削除 ※番号繰上げ
	非常用食料※2(3日分)	1,017食	1回/年	本店2階地下3階	総務室	
	非常用発電機	1台	1回/年	本店2階地下1	総務室	
	燃料(軽油)※3	約390リットル	1回/年	本店2階地下1	総務室	
※1:接続箇所(総理官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター等)との定期的な接続確認は、設備が整備完了までに定める。 ※2:記載数量の他、最寄の小売店より調達する。 ※3:記載数量の他、ビル管理会社拠点(東京都江戸川区西葛西)にて2日分の燃料を備蓄、又は最寄の小売店より調達する。						

- 51 -

- 51 -